## 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年11月15日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1115第11号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)が改正され、令和4年11月16日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

## 記

## ■算定方法の一部改正項目

D006 出血·凝固検査				
34	ADAMTS13活性	400	血液 (125)	*

[注] 下線部が追加されました。

## \*:ア~イ(略)

ウ 血栓性血小板減少性紫斑病に対し、血漿交換療法、免疫抑制療法及びカプラシズマブ製剤による治療を行った際に治療の継続の要否を判定することを目的として測定を行った場合、30 日間を超えた場合でも、1 週間に 1 回に限り別に算定できる。なお、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。